

認定農業者制度

認定農業者制度とは

- 他産業並みの労働時間・所得を得るために、優れた経営と効率的、かつ、安定的な農業経営改善に取り組む意欲のある農業者が「農業経営のスペシャリスト」をめざし、農業経営改善計画を作成し、農業経営を営む区域に応じ、国・県・市町村が認定するものです。
- 農業を職業としていこうとする意欲のある人であれば、性別、年齢、専業・兼業の別等を問わず、認定の対象となります。
- 認定期間は5年間です。

認定農業者になるには

農業経営改善計画の作成

次の事項について、5年後の目標とその達成のための取り組み内容を記載します。

- ①経営規模の拡大(もっと経営規模を大きくしよう)
- ②生産方式の合理化(農業生産のムダを省こう)
- ③経営管理の合理化(コスト管理をしっかりしよう)
- ④農業従事の態様の改善(労働時間を少なくしよう)

農地・施設がある市町村
複数市町村にまたがる場合
は県へ申請します。

市・県へ申請

審査・認定

認定農業者

<基本的な認定の要件>

- 農業所得(基本要件)
年間440万円程度以上

農業経営の
スペシャリストを
めざして
経営改善を実施!!

<支援策>

- ・経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)
- ・低利融資(スーパーL資金)
- ・税制の特例(農業経営基盤強化準備金制度)

このほか、農業機械・施設の補助事業の要件となっていることがあります。

<お問い合わせ>

福岡市 農林水産局 農業政策課 担い手育成係
TEL(092)711-4852